

## 【別紙】国連総会 第 59 会期 「安保理改革<sup>1</sup>」におけるスピーチ（抜粋）

※以下に記されている訳語は公式のものではなく、問題作成者が独自に作成したものである。内容を正しく理解するためにも、原文（英語）を一読することを推奨する<sup>2</sup>。

### 日本大使スピーチ<sup>3</sup>（G4 案<sup>4</sup>共同提出国）

（前略）

今日の世界が直面している課題に対処するために国際社会が立ち上がる中、国連は傍観者であってはならない。我々は、国連を 21 世紀の現実に対処できる組織に改革しなければならない。言い換えれば、昨年、小泉首相がこの演壇で述べたように、新しい時代のための新しい国連を作らなければならないのだ。

その中でも、安保理改革が核心でなければならない。安全保障理事会は、国際の平和と安全を維持する主たる責任を有する機関として、国際社会の最大限の協力と参加を得て、その役割を果たさなければならない。その目的の下、安保理は今日の世界をよりよく反映するためにその代表性を改善しなければならない。

加えて、安保理は問題に効果的に対処するための十分なリソースを提供されなければならない。国際の平和と安全において主要な役割を果たす意思とリソースを有する国々は、常に理事会の意思決定プロセスに参加しなければならない。したがって、安全保障理事会は、常任理事国と非常任理事国の両方を拡大し、途上国と先進国の両方から新たな理事国を追加する必要がある。

（中略）

常任理事国になることは、特権ではなく、国際平和と安全保障に効果的に貢献する意思と能力のある国の義務であり、責任である。我が国は、平和を愛する国として、安保理の理想と目的に全面的にコミットしている者として、安保理の新たな常任理事国となることにより、国際的な平和と安全の維持、安全保障と開発の課題の推進に果たすべき重要な役割があると確信している。

（後略）

---

<sup>1</sup> 正式な議題名は、“Question of equitable representation on and increase in the membership of the Security Council and related matters”。

<sup>2</sup> 国連の文書は、UN Digital Library (<https://digitallibrary.un.org/>)にて決議番号(A/59/〇〇)を検索することで閲覧可能である。

<sup>3</sup> A/59/PV.111, pp.4-6, (2005 年 7 月 11 日)

<sup>4</sup> A/59/L.64

## カナダ大使スピーチ<sup>5</sup> (UFC 案<sup>6</sup>共同提出国)

(前略)

決議案 A/59/L.68 は、理事会の理事国を 25 カ国に拡大し、そのうち 20 カ国を 2 年任期で選出するものである。選出された議席は地域間で公平に配分される。また、連続した再選を可能にし、議席の交代と各加盟国の理事国任期の長さに関する取り決めは各地域に委ねることになる。

私たちはなぜこのアプローチを選ぶのか。5 つの理由がある。

第一に、それが民主的であるからだ。我々の多くが民主的な統治原則を推進している今、国連の最も強力な機関である安保理の理事国をどの加盟国が務めるかという重要な決定においても、同じ民主的な統治原則を反映させることは不可欠ではないだろうか。ある地域に永続的な議席が与えられている場合、安保理の理事国を務める者は、その地域の近隣国からの継続的な信頼を明確に確保し、地域の国々が適切と考える間隔で見直され、表明されなければならないということは、基本的なことではないだろうか。そして、民主主義の概念にとって選挙以上に基本的なことは何か。それは権力が永続的に被選出者に移るのではなく、定期的に選挙人が権限を持ち、役職を持つことが権利ではなく特権とみなされるようにすることだ。

結局のところ、民主主義のシステムでは、選挙人（この場合は加盟国）が代表者を選ぶ権限を持たなければならない。私は、一度の選挙で当選者が永続的に在任する権利を得るのに十分な民主主義は存在しないと考えている。

第二に、決議案で規定されているアプローチは、理事会の加盟国に対する説明責任を高めるものであるからだ。永続性は説明責任とは正反対のものである。永続性は、各国の視点を反映した立場を作り出す。永続性は、理事国の権限を権利として永遠に主張するものである。

我々は、これとは異なるアプローチをとっている。この決議案は、常任理事国の 5 カ国に変更がないことを受け入れているが、1945 年に選ばれた常任理事国を超えて常任理事国を拡大するものではなく、より現代的な価値観に基づいて仲間の信頼を勝ち取り、それを維持することで理事国の地位を得ることができるような理事会の拡大を提案している。

(後略)

---

<sup>5</sup> A/59/PV.115, pp.1-3, (2005 年 7 月 26 日)

<sup>6</sup> A/59/L.68